

科目別答練・民法②の補足資料

このたび、「科目別答練・民法②」につき、補足資料を作成いたしましたので、ご確認ください。

末筆ながらスタッフ・講師一同、皆様の合格を心より祈念しております。

科目別答練 民法② 問題 20 肢 2	2 居住建物の所有者は、配偶者居住権を取得した配偶者と共同で、配偶者居住権の設定の登記を備える義務を負う。
	配偶者居住権の登記につき、民法 1031 条は、 「居住建物の所有者は、配偶者（配偶者居住権を取得した配偶者に限る。以下この節において同じ。）に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う。」 と規定しています。 つまり、「民法上」は、「配偶者居住権を備えさせる義務」を負うのみで、「配偶者と共同申請する義務」を負うわけではありません。したがって、民法の規定に照らして判断する本問では、誤りとなります。
	なお、配偶者居住権の登記申請手続としては、居住建物の所有者と配偶者の共同申請とされています。ただし、例外的に、遺産分割の審判で配偶者相続人が配偶者居住権を取得した場合には単独登記ができます。

以 上